



ニュースリリース 平成 23年 8月 31日

「神栖市農業者・漁業者向け利子補給制度」の受付について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、東日本大震災で被災された神栖市在住の農業者および漁業者を対象とした「神栖市農業者・漁業者向け利子補給制度」の受付を開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後も東日本大震災により被災された方々へのご支援について、積極的に取り組んでまいります。

記

1. 利子補給の内容

- (1) 受付開始日 9月1日
- (2) 対象者 東日本大震災および原発事故により被害を受けた神栖市在住の農業者または漁業者で、常陽銀行波崎支店・神栖支店・知手支店から資金を借り受けた方。
- (3) 対象の借入 震災等により損失を受けた農業または漁業の再生産の確保等に係る借入金
- (4) 限度額 融資額の内 500万円以内
- (5) 補給率 年 1.00%
- (6) 補給期間 貸付実行日から5年以内
- (7) 申込期間 平成23年8月10日から平成24年3月31日※
※上記の期間に神栖市に対し、利子補給金の承認申請を提出したもの。
既に借入を行ったものは遡って申請可。

2. 手続き等について

- (1) 手続きの委任
利子補給に関する承認申請・交付申請・請求などの諸手続きについては、当行に委任いただきます。
- (2) 承認申請等
貸出決定後、当行が、承認申請・交付申請・請求を代行いたします。
- (3) 利子補給の承認
承認申請に基づき、神栖市が審査を行い、利子補給の可否を決定いたします。
なお、補給には要件があり、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
- (4) 利子助成金交付
神栖市より、借入金に対する補給金を年2回に分けて口座にお振込みいたします。

以上